

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 4 日（金）第 291 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定希少野生動植物の指定案（自然保護課取扱い） 1
 ○くろまぐろ（大型魚）の採捕の停止（水産振興課取扱い） 1
 ○土地改良区の役員の退任の届出（農地整備課取扱い） 2
 ○県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 2
 ○基本測量の終了（監理課取扱い） 2
 ○公共測量の終了（2件）（監理課取扱い） 2
 ○道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 3

公 告

- 令和 4 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告（建築課取扱い） 3
 ○開発行為に関する工事の完了公告（2件）（建築課取扱い） 4
 ○一般競争入札公告（かごしま県民交流センター取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第159号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）第9条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する希少野生動植物

分 類	種 名（和名）	種 名（学 名）	科 名
植 物	ヒメウラジロ	<i>Cheilanthes argentea</i>	イノモトソウ科
植 物	キバナノセッコク	<i>Dendrobium catenatum</i>	ラン科

2 指定の理由

当該種は、過度の採取によりその存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため

3 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、令和 4 年 3 月 4 日から同月 18 日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

鹿児島県告示第160号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1－4に規定する鹿児島県定置漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を超え

るおそれが著しく大きく、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県定置漁業においてくろまぐろ（大型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和4年3月5日から同月31日までの間とする。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南薩土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

退任した役員の氏名及び住所

理事 豊留 悦男 指宿市東方8706番地24

鹿児島県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）有村下地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年3月7日から同年4月4日まで
- 3 縦覧場所
大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第163号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和3年7月9日鹿児島県告示第805号で告示した基本測量の実施は、令和4年2月2日終了した旨の通知があった。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第164号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から令和3年9月14日鹿児島県告示第946号で告示した公共測量の実施は、令和4年2月16日終了した旨の通知があった。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、霧島市長から令和3年9月24日鹿児島県告示第963号で告示した公共測量の実施は、令和4年2月14日終了した旨の通知があった。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月4日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	阿多川辺線	南さつま市金峰町花瀬字針原623番1地先から同市金峰町花瀬字下原297番2地先まで	令和4年3月4日

公 告

令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の期日及び場所

(1) 二級建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	令和4年7月3日 （日）午前10時10分 から午後5時20分まで	(1) 鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号） (2) 奄美試験場 鹿児島県大島支庁本館4階大会議室（奄美市名瀬永田町17番3号）
設計製図の試験	令和4年9月11日 （日）午前11時から 午後4時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）

(2) 木造建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	令和4年7月24日 （日）午前10時10分 から午後5時20分まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）
設計製図の試験	令和4年10月9日 （日）午前11時から 午後4時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）

2 受験資格

建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 試験科目

- (ア) 建築計画
- (イ) 建築法規

- (ウ) 建築構造
- (エ) 建築施工

イ 試験の免除

次の表の左欄に掲げる者については、その者の申請により、それぞれ同表の右欄に掲げる学科の試験を免除する。

令和 2 年又は令和 3 年に都道府県知事が実施した二級建築士試験の学科の試験に合格した者	二級建築士試験の学科の試験
令和 2 年又は令和 3 年に都道府県知事が実施した木造建築士試験の学科の試験に合格した者	木造建築士試験の学科の試験

(2) 設計製図の試験

ア 対象者

学科の試験に合格した者及び学科の試験を免除された者

イ 試験の課題

令和 4 年 6 月 8 日 (水) 頃からセンターのホームページ (<https://www.jaic.or.jp/>) において公表する。

4 受験手数料

18,500円

5 受験手続

(1) 受験申込受付期間

令和 4 年 4 月 1 日 (金) 午前10時から同月14日 (木) 午後 4 時までとする。

(2) 受験申込方法

センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由 (身体に障害がありインターネットの利用が困難である等) がある場合は、令和 4 年 4 月 6 日 (水) までにセンターに申し出ること。

6 受験票の交付

受験票 (受験番号、試験場等を明記したもの) については、原則として、令和 4 年 6 月 17 日 (金) 頃から受験有資格者にマイページ (インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ) において、ダウンロードができるため、必ず印刷した上で試験場に持参すること。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和 4 年 6 月 17 日 (金) 頃、受験有資格者に発送する。

7 合格者の発表等

(1) 学科の試験の合格者の発表

二級建築士試験は令和 4 年 8 月 23 日 (火) (予定) に、木造建築士試験は同年 9 月 6 日 (火) (予定) に、センターのホームページにおいて発表する。

(2) 最終合格者の発表

令和 4 年 12 月 1 日 (木) (予定) に、センターのホームページにおいて発表する。

(3) 合格者等への通知

(1)及び(2)とも、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

8 その他

(1) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(2) 試験についての照会は、センター九州支部 (電話092-471-6310) 又は公益社団法人鹿児島県建築士会本部 (電話099-222-2005) に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 3 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
枕崎市仁田浦町59番, 60番, 61番, 61番2, 62番, 66番, 67番, 70番, 71番1, 71番3, 75番1, 76番1, 77番及び78番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
枕崎市仁田浦町63番地
株式会社九十
代表取締役 國澤明弘

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市加治木町木田字須崎1394番8, 1394番9, 1394番10, 1394番11, 1394番22, 1394番33及び1408番55
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
愛知県豊田市本町中根98番地
司企業株式会社
代表取締役 庄司只功

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年3月4日

かごしま県民交流センター副館長 濱弓場厚志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等の清掃業務）
 - (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
 - (4) 履行場所
かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付けに限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100

に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月24日午前10時

イ 場所 かがしま県民交流センター東棟4階中研修室第3
鹿児島市山下町14番50号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 かがしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号

(イ) 交付期限 令和4年3月15日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る令和4年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、令和4年4月1日に確定する。